

## 島根原子力発電所構内での火災に係る原因と再発防止策について

当社は、島根原子力発電所2号機北側の屋外（放射線管理区域外）に設置している2号機主変圧器<sup>※1</sup>冷却ファン中継端子台<sup>※2</sup>にある端子接続部において、本年2月7日に焦げ跡を発見し、消防により火災と判断された事象（[2026年2月7日お知らせ済](#)）について、このたび、原因調査の結果を取りまとめ、再発防止策を策定しましたのでお知らせします。

原因調査の結果、本火災の原因は、主変圧器冷却ファンの端子箱<sup>※3</sup>に生じていた腐食箇所から塩分を含む水分が流入し、中継端子台の端子接続部に接触して短絡したことによるものと推定しました。当該腐食箇所については、これまで実施していた端子箱の外観点検が十分でなかったことから認識することができていませんでした。

この原因調査結果を踏まえ、端子箱等の外観点検については、設備の全体が確認できるよう機器を取り外したうえで実施する再発防止策を策定しました。

当社としては、このたび策定した再発防止策を徹底し、引き続き、島根原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

### <原因調査結果>

調査の結果、原因を以下のとおり推定しました。

- ・主変圧器冷却ファンの端子箱の天板付近に腐食が進行していたため、雪や雨による塩分を含む水分が当該箇所から端子箱内へ流入し、中継端子台の端子接続部に接触して短絡に至ったことで火災が発生した。
- ・当該端子箱については、上方の冷却ファンを取り付けたままの状態の外観点検を実施し、損傷等の確認をしていたが、当該腐食箇所は冷却ファンを取り外さなければ確認できない箇所であったため、腐食の進行を認識することができていなかった。
- ・当該端子箱のような屋外設備を点検する際、水分の流入が懸念される錆を確認した場合、周辺部の腐食進行を疑い、その周辺の腐食進行状況を確認するための判断基準や着眼点が、点検手順書に明確に定められていなかった。

## <再発防止策>

原因調査結果を踏まえ、再発防止策を以下のとおり策定しました。

- ・当該端子箱および他系統の端子箱において、端子箱の天板部に、防水性および耐食性のあるシートを用いて補修を行った。
- ・屋外に設置している電気盤、制御盤および端子箱のうち、今回の事象と同様、雨水等が流入すると短絡が発生する可能性があり、かつ構造上機器を取り外さなければ点検ができない箇所があるものは、当該機器を取り外したうえで実施するよう、標準工事仕様書に明示する。
- ・屋外に設置している電気盤、制御盤および端子箱の外観点検の際、錆を確認した場合は、周辺の腐食の進行を疑い、必要に応じて詳細な確認を実施することを、発注仕様書等に明記する。

- ※1 2号機で発電した電気の電圧を送電電圧に昇圧する設備
- ※2 主変圧器を冷却するファンに流れる電流が過大となった場合に、電流を止めて保護する設備の端子台
- ※3 中継端子台を覆う金属製の箱

以 上